



注目1

新型コロナウイルスワクチン関連情報 追加接種券の申請方法（5～64歳の人）

健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種担当（☎ 590-7355）
北本市コロナワクチンコールセンター（☎ 0120-152-187）

初回接種（1・2回目）を完了している5歳以上の人に対し、8月末までオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を実施します。下記該当者で、接種を希望する人は、接種券発行申請が必要です。

※65歳以上の人には市から接種券（緑の封筒）を送付するため申請不要です。ただし、北本市へ転入した65歳以上の人のうち、転入後に新型コロナウイルスワクチンを接種していない人は、電話または窓口で接種券発行申請が必要です。

小児（5～11歳）

接種期間：8月31日（木）まで

令和4年10月までに
2回目を接種した人

3回目未接種の場合

お手元の接種券で接種することができます。接種券を紛失した人や転入した人は、市へご連絡ください。

従来ワクチンで3回目接種済の場合

電話または窓口で接種券発行申請が必要です。

令和4年11月以降に
2回目を接種した人

電話または窓口で接種券発行申請が必要です。

12～64歳

接種期間：5月8日（月）～8月31日（木）

基礎疾患等を有する人その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師から認められた人

重症化リスクが高い人が集まる場所でサービスを提供する医療機関、高齢者・障がい者施設等の従事者

市ホームページから
接種券発行申請をしてください▶

※スマートフォンの操作が困難な人は電話または窓口で申請をしてください。



注目2

マイナンバーカードを使った電子申請をご利用ください

政策推進課情報政策担当（☎ 594-5514）

これまで市役所で書類を記入する必要があった本人確認を必要とする各種申請について、マイナンバーカードと対応するスマートフォンがあれば、24時間いつでも「電子申請」が可能です。

※別途、書類の郵送や来庁が必要となる手続きがあります。各申請の案内をよくご確認ください。
※4月28日（金）～5月7日（日）は「公的個人認証システム」の更新作業により、マイナンバーカードを使った電子申請は利用できません。



利用方法はこちら

利用できる手続き

5月8日（月）時点で、下記の手続きで電子申請が可能です。

- ・転出届、転入予約等の手続
- ・妊娠届
- ・介護関係手続（要介護・要支援認定、被保険者証、居宅介護等の関係手続）
- ・罹災証明書の発行申請

対象手続きは順次拡大します。最新の一覧はこちらをご覧ください。



注目3

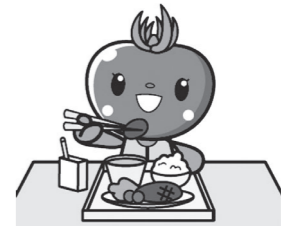
子育て世帯の皆さんへ各種支援を実施しています

市内小中学校に通う児童・生徒の給食費6か月分を無償化

学校給食は、食材費分を保護者から給食費としてお預かりして運営しています。

昨今の食材価格の高騰や物価上昇による児童・生徒の保護者家庭の負担を軽減するため、市から学校の給食会計へ、6か月分の給食費相当額を補填します。保護者による手続きは必要ありません。

教育総務課（☎ 594-5561）



お子さんの出生時・健診時に商品券・ギフトをお渡し（合計4万円相当）

令和5年4月1日以降に生まれたお子さんの保護者に対し、従来のこども商品券の贈呈に加え、さらに出生時に1万円相当の選べるギフト（コバトンベビー Box）を贈呈します。

出生時 こども商品券1万円分、選べるギフト1万円相当

1歳6か月児健診時 こども商品券1万円分

3歳児健診時 こども商品券1万円分

受取方法 出生時に子育て支援課窓口へ来所の際にご案内します。

子育て支援課子育て支援担当（☎ 594-5537）



<選べるギフトのセット例>

低所得の子育て世帯に対し、申請不要の対象者へ5月下旬に5万円を支給

食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活支援を行うため、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。対象者には、5月20日（土）以降に通知を送付します。

給付額 18歳以下の子ども1人あたり5万円（一定の障害のある子どもについては20歳未満）

対象者 ・令和5年3月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の人
・令和4年度「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金」を受給した人

申請 不要です。児童扶養手当、または令和4年度「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金」の振込口座に振り込みます。

申請が必要となる人については、広報きたもと6月号で詳細をお知らせします。

子育て支援課子育て支援担当（☎ 594-5537）

<広告>

便利屋トータルサービス鴻巣店

- 不要品片づけ作業
- 庭木の剪定・伐採・抜根
- 住まいの修理
- 引越・荷物運び
- 網戸・障子・襖
- 家具移動・組立・各種解体
- 室内外の簡易作業
- ハウスクリーニング

まずはお気軽にお電話ください。（8:00～19:00）

TEL048(538)7874 鴻巣市原馬室422-6
ケータイ080(5058)2635 (担当 くぼた)

成年後見・遺言・相続・各種許認可

きむら行政書士事務所 埼玉県行政書士会会員
コスモス埼玉 会員

行政書士 木村義昭【鴻巣市富士見町5-18】

TEL:048-594-7421

出張相談可

気軽にご相談下さい（土日可）
相談については、事前に予約が必要です。 無料セミナー
【電話受付：平日9時～18時】 定期的に開催